

青少年条例と憲法

曾我部真裕（京都大学）
sogabe@law.kyoto-u.ac.jp

青少年条例の目的①

- 東京都条例1条

「この条例は、青少年の環境の整備を助長するとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、もつて青少年の健全な育成を図ることを目的とする。」

青少年条例の目的②

- **大阪府条例1条**

「この条例は、青少年の健全な育成に関する基本理念を明らかにするとともに、府の基本施策を定めてこれを推進し、青少年を取り巻く社会環境を整備し、及び青少年をその健全な成長を阻害する行為から保護し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。」

- **青少年条例の目的＝青少年（18歳未満）の健全育成**

青少年条例の歴史

- ・ 戦後の出版自由化による少年向け「赤本マンガ」の氾濫→悪書追放運動
- ・ 1950年、岡山県条例の制定。
- ・ 1955年、国レベルの立法を断念。条例化の動きが広まる。
- ・ 1964年、東京都条例の制定。
- ・ 80年代初めまでに長野県以外の全都道府県で条例制定。
- ・ 1999年、児童買春・児童ポルノ規制法制定。
- ・ 2000年前後、青少年有害社会環境対策基本法案問題
- ・ この間、条例は、時代の動きに合わせて諸々の改正。

青少年条例の内容①

- 具体的な規制項目は条例ごとに異なる。
- 基本的な構造
 - ① 青少年保護のための本人の自由の制限
(=パターナリステックな自由の制限)
 - ・情報行動に関する制限
 - ・それ以外に関する制限
 - ② 青少年保護のための成人の自由の制限

青少年条例の内容②

① 青少年保護のための本人の自由の制限

- ①－1 情報行動に関する制限
 - ・有害図書類へのアクセス禁止
 - ・ネット情報のフィルタリング

青少年条例の内容③

- ① 青少年保護のための本人の自由の制限
 - ①－2 情報行動以外に関する制限
 - 有害な物（刃物、性具etc）へのアクセス制限
 - 一定の場所（カラオケ、ゲームセンターetc）への夜間立ち入り制限
 - 着用済み下着等の販売禁止

青少年条例の内容④

- ② 青少年保護のための成人の自由の制限
 - ・ 有害図書類販売禁止等、①に対応する制限
 - ・ 青少年との淫行（みだらな性行為）
 - ・ わいせつ行為の禁止
 - ・ 児童ポルノ所持の禁止
 - ・ 「子どもの性的な虐待の記録」の製造・販売制限

有害図書類規制①

- 規制目的

判断能力の未熟な青少年が有害情報に接触することにより健全な判断能力の育成が阻害されることを防止すること。

有害図書類規制②

- 規制対象
 - ① 性的感情を刺激し
 - ② 粗暴性・残虐性を助長し
 - ③ 犯罪・自殺を助長し
→ 健全育成を阻害するとして知事の指定あるもの
- 媒体については、書籍雑誌からDVD等までパッケージ系はすべて対象。

有害図書類とは

個別指定

大阪府青少年健全育成審議会の答申をうけて
個別に指定します。

- 青少年の性的感情を著しく刺激するもの
- 青少年の粗暴性又は残虐性を著しく助長するもの
- 青少年の犯罪を著しく誘発するおそれのあるもの

包括指定

個別に審査することなく、一定基準を満たすものを有害図書類とみなします。

有害図書類とみなす規定　※平成20年12月改正

■書籍・雑誌等

全裸若しくは半裸での卑猥な姿態又は性交若しくはこれに類する性行為で規則で定めるもの(下記参照)を掲載するページ(表紙含む)の数が、総ページ数の1/10以上又は10ページ以上を占めるもの。

■ビデオテープ・CD-ROM・DVD等

全裸若しくは半裸での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為で規則で定めるものを描写した場面が合わせて3分を超えるもの。

団体指定

図書類の製作又は販売を行う者の組織する、知事が指定した団体が、青少年の閲覧、視聴等を不適当と認めたもの(右のマーク)

「規則で定めるもの」の内容

- 1 全裸若しくは半裸での卑わいな姿態(陰部又は陰毛を覆い、ばかし、又は塗りつぶしている場合を含む。)
(イ)陰部又は陰毛を露出し、又は強調した姿態 (ロ)でん部を露出し、又は強調した姿態 (ハ)自慰の姿態
(ニ)女性の排せつの姿態 (ホ)陰部、胸部又はでん部へのせっぷん又はこれらへの愛ぶの姿態
- 2 性交又はこれに類する性行為(陰部又は陰毛を覆い、ばかし、又は塗りつぶしている場合も含む。)
(イ)性交又は性交を明らかに連想させる行為 (ロ)サディズム又はマゾヒズムによる性行為
(ハ)ごうかん若しくはごうかんを明らかに連想させる行為又は強制わいせつ行為

(大阪府条例パンフレットより)

有害図書類規制④

これらのマークがついたビデオテープやDVD、
家庭用ゲームソフト、パソコンソフト等は有害図書類となります。



有害図書類規制⑤

・有害図書とされるとどうなるか（指定の効果）①

◆図書類取扱業者は、有害図書類を青少年に販売、頒布、贈与、貸与、閲覧等させてはいけません。

違反すると 6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

《包装》 図書類取扱業者は、有害図書類を陳列するときは、青少年が閲覧できないように包装しなければなりません。

※ ビニール袋等により全体を包装、小口止め、十字掛けで縛るなど

《区分陳列》 図書類取扱業者は、有害図書類を陳列するときは、有害図書類の陳列場所を屋内の容易に監視することができる一定の場所に設け、陳列しなければなりません。

※ 間仕切り等により仕切られ、かつ、他から容易に見通すことができない場所を設け、まとめて陳列するなど

※有害図書類陳列場所には、次の表示をしなければなりません。【用紙の大きさ 縦 10cm 横 25cm】

成人向けコーナー
愛知県青少年保護育成条例により、18歳未満の方の（購入、借受け、閲覧、視聴、聴取）をお断りします。

有害図書類の包装義務及び区分陳列の違反者が、是正勧告に従わないと 30 万円以下の罰金

（愛知県条例パンフレットより）

有害図書類規制⑦

- 有害図書とされるとどうなるか（指定の効果）②

■ 図書類の自動販売機の届出等

(第8条・第9条・第11条)

- ◆ 自動販売機により図書類を販売しようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければなりません。

違反すると10万円以下の罰金

※自動販売機とは、物品を販売するための機器で、物品の販売に従事する者と客とが直接に対面(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニターの画面を通して行うものを除く。)をする方法によらずに、当該機器に収納された物品を販売することができるものをいいます。(第4条第2号)

- ◆ 図書類又はがん具類を販売する者は、有害図書類又は有害がん具類を自動販売機に収納してはいけません。

違反すると6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

青少年条例と交錯する国の法律①

児童福祉法34条1項

- ・ 何人も、次に掲げる行為をしてはならない（違反には罰則あり）。
- 一号 身体に障害又は形態上の異常がある児童を公衆の観覧に供する行為
- 二号 児童にこじきをさせ、又は児童を利用してこじきをする行為
- 三号 公衆の娯楽を目的として、満十五歳に満たない児童にかかるわざ又は曲馬をさせる行為
- 五号 満十五歳に満たない児童に酒席に侍する行為を業務としてさせる行為
- 六号 児童に淫行をさせる行為

青少年条例と交錯する国の法律②

・児童買春・児童ポルノ規制法

①児童買春、買春あっせん、勧誘の禁止

②児童ポルノの提供、提供目的の製造、所持、運搬、輸出入等の禁止

→「単純所持」は対象外だが、青少年条例で規制する動き

・児童ポルノの定義

① 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態

② 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの

③ 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの

青少年条例と交錯する国の法律③

青少年インターネット環境整備法①

- 基本理念
 - ① 青少年の情報メディアリテラシーの習得促進
 - ② フィルタリングによる有害情報への接触機会の最小化
 - ③ 公権力による規制よりも民間の自主的取り組みの尊重

青少年条例と交錯する国の法律④

青少年インターネット環境整備法②

- ・携帯電話事業者のフィルタリング提供義務（17条1項）

「携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくはPHS端末の使用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。」

→ 法律では保護者がフィルタリング利用を拒否する理由は問わないが、青少年条例でこれを限定する動き。

青少年条例と交錯する国の法律⑤

- ・その他、下記のような法律
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）
 - ・出会い系サイト規制法
 - ・売春防止法
 - ・刑法（わいせつ規制）
 - ・児童虐待防止法etc

青少年条例と憲法①

- 「あなたのためだから」という理由で人権を制限できるのか？①

青少年条例は、青少年本人の保護を理由とする人権（知る権利、性的自己決定権など）を制限する（パターナリズムに基づく人権制限）。

しかし、通常、人権の制限は他者の人権や公益を害する場合にのみ可能であり、本人にとって有害であることを理由とする人権制限はできないのではないか（飲酒喫煙は規制されていない）。

青少年条例と憲法②

- 「あなたのためだから」という理由で人権を制限できるのか？②

この点、憲法学説は、パターナリストイックな制約を限定的にのみ認める。その典型は青少年である。

たとえば「成熟した判断を欠く行動の結果、長期的に見て未成年者自身の目的達成諸能力を重大かつ永続的に弱化せしめる見込みのある場合に限って正当化される」などとされる（「限定されたパターナリストイックな制約」）。

青少年条例と憲法③

- とはいえ、青少年条例による実際の規制は正当化されるのか。

以上は一般論であり、個別の規制が許容範囲内かは別途検討が必要。

従来争いの多かったのは有害図書類の規制であり、最大の論点は、有害図書類との接触と健全育成の阻害との因果関係の有無の問題。

有害図書類の規制は表現の自由（憲法21条）の規制。表現の自由（表現を受領する自由（=知る権利）も含む）は民主政のために不可欠であり、また、芸術の自由とも関わるなど、重要な人権。因果関係があやふやなのに規制することは許されないのでないか？また、規制基準があいまいな場合、委縮効果が発生するのではないか？

青少年条例と憲法④

- 岐阜県青少年保護育成条例事件
(1989年9月19日最高裁判決)

「本条例の定めるような有害図書が一般に思慮分別の未熟な青少年の性に関する価値観に悪い影響を及ぼし、性的な逸脱行為や残虐な行為を容認する風潮の助長につながるものであって、青少年の健全な育成に有害であることは、既に社会共通の認識になっているといってよい。」

→本件では、有害図書の自動販売機への収納禁止は、こうした害を防止するための必要かつ合理的な規制は合憲とした。

- 科学的な因果関係は要求されていない。

最近の問題①

- ① 非実在青少年による性行為描写の規制
- ② ジュニアアイドル雑誌の規制
- ③ 児童ポルノ単純所持の規制
- ④ 携帯フィルタリング解除の制限

最近の問題②

非実在青少年による性行為描写の規制①

- ・ 東京都条例改正案（2010年2月提出）
 - ・ 「非実在青少年」による性交・性交類似行為をみだりに性的対象として肯定的に描写することにより、健全育成を阻害するもの自主規制の対象とする（このうち一部を有害図書とする）。
 - ・ 「非実在青少年」とは、「年齢又は服装、所持品、学年、背景その他の人の年齢を想起させる事項の表示又は音声による描写から十八歳未満として表現されていると認識されるもの」
- 強く批判され、都議会で否決。

最近の問題③

非実在青少年による性行為描写の規制②

- ・ 2月改正案への批判
 - ・ 「非実在青少年」の定義や、「みだりに性的対象として肯定的に描写」という価値判断を含む文言の曖昧さ
→ 委縮効果のおそれ
 - ・ 実写ではなくモデルにさせられた青少年の被害はないのになぜ規制対象になるのか。
→ しかし、この批判は二次元児童ポルノ規制との混同があり、理屈上は反論可能。
 - ・ 健全育成との因果関係がない。

最近の問題④

非実在青少年による性行為描写の規制③

- ・11月改正案（12月に成立、2011年7月から施行）

「漫画、アニメーションその他の画像（実写を除く。）で、刑法規に触れる性交若しくは性交類似行為又は婚姻を禁止されている近親者間における性交若しくは性交類似行為を、不当に賛美し又は誇張するよう、描写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を妨げ、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの」

→ 「非実在青少年」の概念を放棄し、法令による禁止を基準を導入することにより、規定の明確化。

ただし、なお価値的な文言は残る。

最近の問題⑤

ジュニアアイドル雑誌の規制①

- 背景

小中学生のグラビア表現の過激化（バナナを咥えさせるetc）。しかも、保護者が売り込む例も少なくない（子供を芸能人したい or 単に金銭目的）。

しかし、一般に児童ポルノにまでは当たらず現行法では規制なし。

- 東京都青少年問題協議会答申（2010年1月）

「近年、特にインターネットが本格的に普及して以降、わが国社会において児童を性の対象とする風潮が以前より強く見られる。」

→2010年条例改正で、保護者の責務（罰則なし）を規定。

最近の問題⑥

ジュニアアイドル雑誌の規制②

- 大阪府条例の改正（2011年3月）

端的に「子どもの性的虐待の記録」として、強姦・強制わいせつ、児童買春等の映像と並び、13歳未満の扇情的な映像、13歳以上18歳未満に対して脅迫等により撮影された扇情的な映像について、製造・販売しないよう努力義務を定めた（罰則はなし）。

最近の問題⑦

児童ポルノ 単純所持の規制①

- 背景

国の児童ポルノ規制法では、単純所持は禁止対象外。

しかし、児ポ根絶のため、単純所持禁止を求める主張があり、法案も提出されているが、成立のめどは立たず。

他方、奈良県「子供を犯罪の被害から守る条例」（2005年）は、13歳未満の児童ポルノの単純所持を罰則付きで禁止（数件の有罪事例あり）。

その後、青少年条例で単純所持を規制する動きが徐々に。

最近の問題⑧

児童ポルノ 単純所持の規制②

- 問題点
 - ・ 単純所持の規制は、捜査権限の拡大・濫用を招く恐れがある。
→これは法律による単純所持規制に対するのと同様。
 - ・ 児童ポルノ規制法が規制していない単純所持を条例で規制することはできないのではないか。
→条例は法令に抵触してはならないはずである。
- 以上より、努力義務を定めるにとどまる条例も。

最近の問題⑨

携帯フィルタリング解除の制限①

・背景

青少年インターネット環境整備法では、携帯事業者にフィルタリング提供義務の例外として、保護者が拒否すればフィルタリングを解除でき、実際にもこうした例は多い。

(2) フィルタリングの利用率

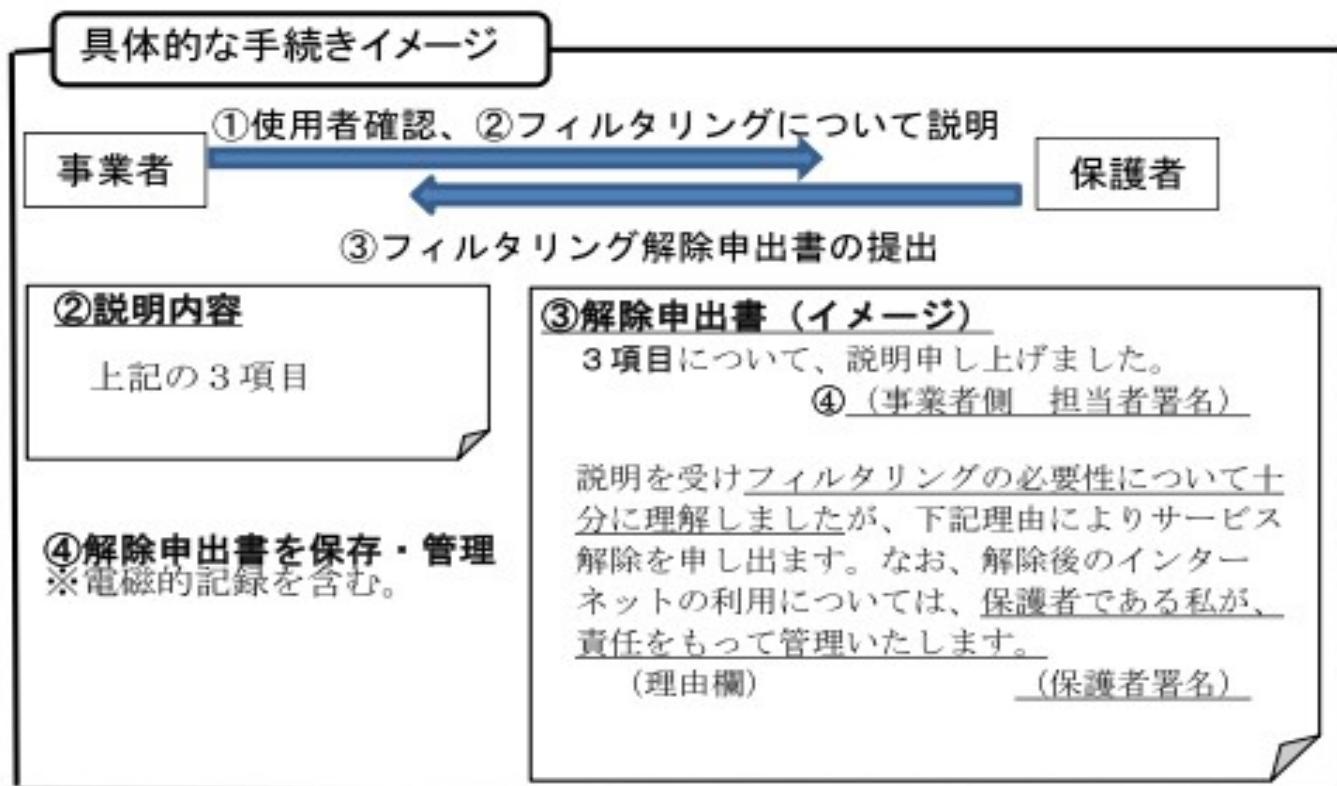
○携帯電話

	平成 21 年度	平成 22 年度	増減
小学生	61.7%	77.6%	+15.9
中学生	54.7%	67.1%	+12.4
高校生	38.7%	49.3%	+10.6

(内閣府「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」報告書(案)より)

最近の問題⑩

携帯フィルタリング解除の制限②



（大阪府条例パンフレットより）